

令和7年9月4日招集

令和7年第7回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 81 号	琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	81
議案第 82 号	琴浦町職員の育児休業等に関する条例及び琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	82
議案第 83 号	令和 7 年度琴浦町一般会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 84 号	令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 85 号	令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 86 号	令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 87 号	令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 88 号	令和 7 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 89 号	令和 7 年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 90 号	令和 7 年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 91 号	令和 7 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 92 号	令和 7 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 93 号	令和 7 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 94 号	令和 6 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について	94
議案第 95 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	95
議案第 96 号	令和 6 年度琴浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	96

議案第 97 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	97
議案第 98 号	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	98
議案第 99 号	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について	99
議案第 100 号	令和 6 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について	100
議案第 101 号	令和 6 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について	101
議案第 102 号	令和 6 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について	102
議案第 103 号	令和 6 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について	103
議案第 104 号	令和 6 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について	104
議案第 105 号	令和 6 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について	105
議案第 106 号	令和 6 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について	106
議案第 107 号	令和 6 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	107
議案第 108 号	令和 6 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について	108
議案第 109 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計決算認定について	109
議案第 110 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について	110
議案第 111 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について	111
議案第 112 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について	112
議案第 113 号	債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について	113
議案第 114 号	町道路線の認定について	114

議案第 8 1 号

琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2
2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙(以下「選挙」という。)について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 8 2 号

琴浦町職員の育児休業等に関する条例及び琴浦町職員の勤務
時間、休暇等に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の育児休業等に関する条例及び琴浦町職員の
勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求
める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の育児休業等に関する条例及び琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。</u>))を除く。)</p>

(2) 略

(第1号部分休業の承認)

第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 特別休暇のうち規則で定めるものを承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 略

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 特別休暇のうち規則で定めるものを承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場

<p>分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
---	--

(琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年琴浦町条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第19条の2 <u>任命権者は、琴浦町職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)</u> <u>その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するため</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第19条 略</p>

の措置

(3) 琴浦町職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(琴浦町職員の育児休業等に関する条例及び琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の琴浦町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第94号

令和6年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度琴浦町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第95号

令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第96号

令和6年度琴浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第97号

令和6年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意
見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第98号

令和6年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第99号

令和6年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算について、監査
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第100号

令和6年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第101号

令和6年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第102号

令和6年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第103号

令和6年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第104号

令和6年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第105号

令和6年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第106号

令和6年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第107号

令和6年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第108号

令和6年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和6年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第109号

令和6年度琴浦町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、令和6年度琴浦町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第 1 1 0 号

令和 6 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度琴浦町水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年度琴浦町水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,274,268,838	301,548,221	76,960,085
議会の議決による処分	0	0	△76,960,085
建設改良積立金の積立	0	0	△76,960,085
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	1,274,268,838	301,548,221	(繰越利益剰余金) 0

議案第111号

令和6年度琴浦町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、令和6年度琴浦町下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第 1 1 2 号

令和 6 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度琴浦町下水道事業会計における剰余金の処分について地方公
営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰
余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年度琴浦町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,392,369,351	349,087,466	41,218,069
議会の議決による処分	21,157,039	0	△ 41,218,069
建設改良積立金の積立	0	0	△ 20,061,030
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	21,157,039	0	△ 21,157,039
処分後残高	1,206,695,351	349,087,466	(繰越利益剰余金) 0

議案第 1 1 3 号

債権の放棄（琴浦町住宅新築資金等貸付金）について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 住宅新築資金等貸付金
- 2 金 額 9, 8 1 2, 1 2 6 円
- 3 債 務 者 琴浦町在住（2名）
- 4 債権放棄理由 別表のとおり

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

別表

番号	債務者	金額	債権放棄理由
1	借受人の相続人 住宅新築資金 昭和53年12月27日付貸付契約	2,488,958円	訴訟、強制執行（財産差押）を実行したが、全額回収できなかった。債務者は高齢で、収入は生活を維持できる年金収入等であり、他に差押え可能な財産等はない。保証人は既に死亡しており、回収できない。
2	借受人の相続人 住宅新築資金 昭和57年3月31日付貸付契約 宅地取得資金 昭和58年9月27日付貸付契約	7,323,168円	訴訟を行い債務名義を取得したが、債務者は破産申し立てにより当該債務が免責決定となった。保証人は既に死亡しており、回収できない。

議案第 1 1 4 号

町道路線の認定について

次のとおり、町道路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	路線名	(上段) 起点 (下段) 終点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 266	大石出上線	琴浦町大字勝田字西佐崎 267-1 地先 琴浦町大字出上字左エ門九郎 129-3 地先	6.5~ 7.0	1,100.0

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 1 1 5 号

町道路線の変更について

次のとおり、町道路線を変更することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	旧新別	路線名	変更の区間 (上段) 起点 (下段) 終点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 186	旧	出上 16 号線	琴浦町大字出上字左エ門九郎 129-3 地先 琴浦町大字出上字南五輪田 119 地先	2.0～ 18.5	407.9
	新	出上 16 号線	琴浦町大字出上字左エ門九郎 129-3 地先 琴浦町大字出上字南五輪田 119 地先	2.0～ 5.2	351.9

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志